

報告事項 ウ

いじめ不登校対策本部会議の概要について

いじめ不登校対策本部会議の概要について、別紙のとおり報告します。

平成26年4月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

# いじめ不登校対策本部会議の概要について

平成26年4月15日  
いじめ・不登校総合対策センター

- 1 日時 平成26年3月24日(月) 13:30～15:00
- 2 場所 県庁 教育委員室
- 3 出席者 教育長、教育次長、次長、教育総務課等関係課長7名、各教育局学校教育係長、他関係職員7名
- 4 概要

## (1) 報告 <いじめ問題について>

### ① いじめ・不登校総合対策センターの取組について

- ・いじめ問題について、未然防止を含め、対策・学校支援・相談・研修の柱で取り組んだ。
- ・事務局内の協働や連携が進む。他部局との連携・協働が今後の課題。
- ・次年度も「明日へつなぐ心のキャンペーン」を継続し、子どもの自主的な取組を支援する。

### ② 「いじめ防止対策推進法」に基づく取組について

#### ○ 鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針について

- ・平成26年3月21日、定例教育委員会において決定された。年度初めに県内に周知。

#### ○ 鳥取県いじめ防止対策ガイドブックについて

- ・年度末に完成予定。鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針と併せ、市町村・関係機関・学校に送付。  
→ (完成冊子：別添)

#### ○ 鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について

- ・いじめ対策についての情報交換、連携の場として来年度より設置。県、市町村、学校、関係機関・団体等が参画。

## (2) 議事 <今後の取組>

### ① いじめ問題への取組について

#### ○ 法の主旨を周知・具体化していくために(来年度の県教委の事業と新規事業の確認)

(教育センター) 経年研修や基本研修・職務研修で「いじめのない学校づくりのために～いじめ防止対策推進法をふまえて～」の講座を実施。

(家庭・地域教育課) ①次年度はネットパトロールの対象を中学校のみから全校種に広げ実施。②教育推進員を保護者や地域を対象に派遣をする予定。③小中学校の児童生徒向けの指導のために、協力いただける通信事業者等の情報を学校に提供。

(対策センター) ネットいじめ学校指導者研修を計画。

#### ○ 法で義務づけられた「学校基本方針」策定の状況

(各教育局から報告) 東・中・西部ともに大部分の学校で3月末までに作成予定。

### ② 不登校問題への取組について

#### ○ 「子どもたちの社会性を育む事業」の成果と課題

- ・実施校では不登校の減少、学校復帰がみられ、学級集団づくりが進んだ。
- ・hyper-QUを通して全校体制の取組が進み、2回の実施により学級経営の振り返りができた。
- ・小中連携、小小連携が進んだ。客観的な理解が深まった。
- ・活用の仕方の充実、活用できる教員を増やしていくことが必要。

#### ○ S S W活用事業について

- ・県内のS S Wの増加・育成に向け、まず人集めから、そして精神保健福祉士、退職教員等30名程度を対象に年間6回の研修を実施し修了証を交付。
- ・研修のレベルは、学校のしくみや子どもや保護者との関わりに必要な基本的なものとする。
- ・子育てに関しては、家庭教育支援員との連携により効果が期待できるのではないか。

#### ○ 不登校の状況、改善につながる事例や実践

- ・中学校の状況が改善する一方で小学校が微増傾向。特に中学年が要留意。
- ・小学校内での引き継ぎ、欠席に対する保護者の意識への対応が必要。
- ・未然防止として、学級経営、学習指導が大切。若い教員の力量アップが必要。ベテラン年代でも対応力の向上を要する教員も存在。
- ・中学校区に配置されたスクールカウンセラーの小学校活用で効果が見られる。 など